

政府行動計画の体系・変更

- 国は、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」を策定（対策の基本的方針や国が実施する対策を明示）
- また、「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」を作成（各分野の対策の具体的な内容・実施方法等を規定）
- 平成29年9月、国は「政府行動計画」及び「ガイドライン」を一部変更

政府行動計画等に準拠した変更

都行動計画の変更内容

- 都行動計画から治療薬の備蓄目標量を削除し、備蓄目標量は「ガイドライン」で規定（柔軟に対応するため）

現 行

東京都新型インフルエンザ等対策行動計画

- 都が実施する対策
 - ・サーベイランス体制確立による情報収集
 - ・発生段階における正確な情報提供・都民相談
 - ・都民等への感染拡大防止協力依頼・予防接種
 - ・医療（**備蓄目標量が規定**）
 - ・都民生活及び経済活動の安定確保 等

新型インフルエンザ等保健医療体制ガイドライン

- 保健医療現場で必要な、より具体的取組内容を規定
 - ・医療（**備蓄目標量が規定**）

変更後

東京都新型インフルエンザ等対策行動計画

- 都が実施する対策
 - ・（略）
 - ・（略）
 - ・（略）
 - ・医療（**備蓄目標量を削除**）
 - ・（略）

新型インフルエンザ等保健医療体制ガイドライン

- 保健医療現場で必要な、より具体的な取組内容を規定
 - ・医療（**備蓄目標量を具体的に規定**）

- その他、用語の適正化等を踏まえた修正